

## 島根県子ども・若者支援地域協議会運営要綱

### (目的)

第1条 島根県子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）の効率的な運営を図るため、島根県子ども・若者支援地域協議会設置要綱（以下「設置要綱」という。）第11条の規定に基づき、協議会の運営要綱を定める。

### (代表者会議)

第2条 代表者会議は、別表第1に掲げる関係機関等をもって組織し、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 協議会の組織及び運営に関すること
  - (2) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者（以下「子ども・若者」という。）の支援に必要な体制の整備に関すること
  - (3) 子ども・若者に係る情報交換及び支援のあり方に関すること
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項
- 2 代表者会議は、原則として年1回以上開催する。
- 3 代表者会議は、会長が招集し、その議長となる。

### (実務担当者会議)

第3条 実務担当者会議は、別表第2に掲げる関係機関等をもって組織し、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 子ども・若者に係る情報交換に関すること
  - (2) 個別のケースにおける支援方策及び関係機関等による支援に関すること
  - (3) 子ども・若者に関する調査研究、研修、広報啓発に関すること
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項
- 2 実務担当者会議は、必要に応じて開催する。
- 3 実務担当者会議は、設置要綱第6条に規定する子ども・若者支援調整機関（以下「調整機関」という。）の長が招集し、その議長となる。
- 4 調整機関の長は、実務担当者会議の開催に当たり、協議に必要と認められる関係機関等のみに対し招集することができる。

### (個人情報の取扱い)

第4条 構成機関及びその連携機関等は、協議会において個別ケースを取り扱うときは、原則として様式第1号「個人情報の取扱いに関する同意書」に、対象者本人（未成年者の場合は、その法定代理人）の署名、押印を得なければならない。

### (会議の公開)

第5条 協議会の会議は、公開とする。ただし、会長が必要があると認めたときは非公開とすることができる。

### (代表者会議における決議方法等)

第6条 代表者会議における意思決定を要する事項及びそれに関する議事は、調整機関を除く構成機関現在数の2分の1以上の出席のもと、出席機関の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

2 緊急やむを得ない場合であって、代表者会議を招集するいとまがないと認めるとき、会長は、決定すべき事項を書面表決にて処理することができる。

3 前項の規定により処理したときは、書面表決数の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、第2項の規定により処理したときは、これを関係機関に報告しなければならない。

(実務担当者会議における決議方法等)

第7条 実務担当者会議における意思決定を要する事項及びそれに関する議事は、前条各項の規定を準用する。この場合において、前条各項中「会長」とあるのは「議長」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年3月23日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年8月22日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年1月17日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年10月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年7月29日から施行する。

別表第1（第2条第1項関係）

関係機関等名	備考
松江少年鑑別所	
松江保護観察所	
島根労働局	
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 島根支部	島根障害者職業センター 島根職業能力開発促進センター
国立大学法人島根大学教育学部教授	
島根県総務部	総務課
島根県健康福祉部	青少年家庭課、障がい福祉課、地域福祉課、中央児童相談所、女性相談センター、心と体の相談センター（島根県ひきこもり支援センター）、わかたけ学園、東部発達障害者支援センター
島根県商工労働部	雇用政策課、島根県地域若者サポートステーション、公益財団法人ふるさと島根定住財団
島根県教育委員会	社会教育課、教育指導課、特別支援教育課、教育センター
島根県警察本部	少年女性対策課
島根県立こころの医療センター	
島根県保健所長会	
島根県私立中学高等学校連盟	
島根県市町村保健活動協議会	
島根県商工会議所連合会	
島根県商工会連合会	
青少年育成島根県民会議	
島根県幼こども園・小中・高・特別支援PTA連絡協議会	
島根県私立中学高等学校PTA連合会	
島根県弁護士会	
松江市発達・教育相談支援センター	
松江市青少年支援センター	
出雲市子ども・若者支援センター	
浜田市青少年サポートセンター	
益田市子ども・若者支援センター	
大田市健康福祉部子育て支援課	
雲南市子ども家庭支援センター	
飯南町子ども・若者総合相談窓口	
安来市子ども・若者総合相談窓口	
江津市子ども・若者総合相談窓口	

島根県社会福祉協議会	
NPO法人緑と水の連絡会議	
NPO法人YCスタジオ	
心理カウンセラー有限責任事業組合Cocono（松江未来学園）	
子どもの居場所フリーダス	

別表第2（第3条第1項関係）

分野等	機関及び団体
教育	島根県教育委員会社会教育課 島根県教育委員会教育指導課 島根県教育委員会特別支援教育課 島根県教育センター 島根県私立中学高等学校連盟 島根県総務部総務課 松江市発達・教育相談支援センター
福祉	島根県健康福祉部青少年家庭課 島根県健康福祉部障がい福祉課 島根県健康福祉部地域福祉課 島根県中央児童相談所 島根県立わかたけ学園 島根県東部発達障害者支援センター 島根県女性相談センター 島根県社会福祉協議会
保健・医療	島根県立こころの医療センター 島根県立心と体の相談センター（島根県ひきこもり支援センター） 島根県保健所長会 島根県市町村保健活動協議会
矯正・更生保護等	松江少年鑑別所 松江保護観察所 島根県警察本部生活安全部少年女性対策課
雇用	島根労働局 島根県商工労働部雇用政策課 島根県地域若者サポートステーション 公益財団法人ふるさと島根定住財団 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部島根障害者職業センター 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部島根職業能力開発促進センター 島根県商工会議所連合会 島根県商工会連合会
子ども・若者総合相談センター	松江市青少年支援センター 出雲市子ども・若者支援センター 浜田市青少年サポートセンター 益田市子ども・若者支援センター 大田市健康福祉部子育て支援課 雲南市子ども家庭支援センター 飯南町子ども・若者総合相談窓口 安来市子ども・若者総合相談窓口 江津市子ども・若者総合相談窓口
学識経験者	国立大学法人島根大学教育学部教授
民間団体	NPO法人緑と水の連絡会議 NPO法人YCスタジオ 心理カウンセラー有限責任事業組合Cocono（松江未来学園） 子どもの居場所フリーダス

その他

青少年育成島根県民会議

島根県幼こども園・小中・高・特別支援P T A連絡協議会

島根県私立中学高等学校P T A連合会

島根県弁護士会

(様式第1号)

## 個人情報の取扱いに関する同意書

〇〇〇〇（機関・団体名）は、相談者に関する個人情報を下記のとおり取り扱います。

### 記

#### 1 個人情報の利用目的

個人情報を以下の目的のために利用します。なお、これ以外の目的には利用しません。

- (1) 島根県子ども・若者支援地域協議会を構成する関係機関等（以下「構成機関」という。構成機関一覧は裏面参照。）が連携して行う支援に関する事項
- (2) 構成機関が、構成機関以外の関係機関等と連携して行う支援に関する事項
- (3) その他、関係機関等が行う支援を効果的かつ円滑に実施するために必要な事項

#### 2 個人情報の提供先

個人情報を以下により第三者に提供します。

- (1) 個人情報の提供先  
島根県子ども・若者支援地域協議会
- (2) 提供される個人情報の内容  
氏名、生年月日、住所、連絡先、家族構成、職業、相談・支援の経過等
- (3) 提供先における個人情報の利用目的  
ア 子ども・若者育成支援推進法第15条第1項各号に掲げる支援  
イ 支援に必要な情報の交換、支援の内容に関する協議のほか、必要な業務

○ 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第15条第1項各号

- 一 社会生活を円滑に営むことができるようにするため、関係機関等の施設、子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと。
- 二 医療及び療養を受けることを助けること。
- 三 生活環境を改善すること。
- 四 修学又は就業を助けること。
- 五 前号に掲げるもののほか、社会生活を営むために必要な知識技能の習得を助けること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、社会生活を円滑に営むことができるようにするための援助を行うこと。

私に関する個人情報を上記のとおり取り扱うことに同意します。

令和 年 月 日  
本人署名 (印)

(本人が未成年の場合)

法定代理人署名 (印) 続柄

(裏面に続く)

【裏面】 島根県子ども・若者支援地域協議会構成機関一覧

分野等	機関及び団体
教 育	島根県教育委員会社会教育課 島根県教育委員会教育指導課 島根県教育委員会特別支援教育課 島根県教育センター 島根県私立中学高等学校連盟 島根県総務部総務課 松江市発達・教育相談支援センター
福 祉	島根県健康福祉部青少年家庭課 島根県健康福祉部障がい福祉課 島根県健康福祉部地域福祉課 島根県中央児童相談所 島根県立わかたけ学園 島根県東部発達障害者支援センター 島根県女性相談センター 島根県社会福祉協議会
保健・医療	島根県立こころの医療センター 島根県立心と体の相談センター（島根県ひきこもり支援センター） 島根県保健所長会 島根県市町村保健活動協議会
矯正・更生保護 等	松江少年鑑別所 松江保護観察所 島根県警察本部生活安全部少年女性対策課
雇 用	島根労働局 島根県商工労働部雇用政策課 島根県地域若者サポートステーション 公益財団法人ふるさと島根定住財団 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部島根障害者職業センター 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部島根職業能力開発促進センター 島根県商工会議所連合会 島根県商工会連合会
子ども・若者 総合相談 センター	松江市青少年支援センター 出雲市子ども・若者支援センター 浜田市青少年サポートセンター 益田市子ども・若者支援センター 大田市健康福祉部子育て支援課 雲南市子ども家庭支援センター 飯南町子ども・若者総合相談窓口 安来市子ども・若者総合相談窓口 江津市子ども・若者総合相談窓口
学識経験者	国立大学法人島根大学教育学部教授
民間団体	NPO法人緑と水の連絡会議 NPO法人YCスタジオ 心理カウンセラー有限責任事業組合Cocono（松江未来学園） 子どもの居場所フリーダス



その他

青少年育成島根県民会議

島根県幼こども園・小中・高・特別支援PTA連絡協議会

島根県私立中学高等学校PTA連合会

島根県弁護士会